

## 議案第 61 号

### 飯能市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

#### （飯能市情報公開条例の一部改正）

第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「公社等」を「社会福祉法人等」に改め、同条中「飯能市土地開発公社、」を削り、「社団法人飯能市シルバー人材センター」を「公益社団法人飯能市シルバー人材センター」に改める。

#### （飯能市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「公社等」を「社会福祉法人等」に改め、同条中「飯能市土地開発公社、」を削り、「社団法人飯能市シルバー人材センター」を「公益社団法人飯能市シルバー人材センター」に改める。

#### （飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）

第3条 飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条中「、又は飯能市土地開発公社に貸し付け」を削る。

#### （飯能市公共施設整備基金条例の一部改正）

第4条 飯能市公共施設整備基金条例（平成22年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条中「、又は飯能市土地開発公社に貸し付け」を削る。

#### （飯能市廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）

第5条 飯能市廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(縦替運用)」に改め、同条中「、又は飯能市土地開発公社に貸し付け」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市情報公開条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(社会福祉法人等の情報公開) 第26条 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会及び <u>公益社団法人飯能市シルバー人材センター</u> は、それぞれの保有する文書の公開に努めるものとする。	(公社等の情報公開) 第26条 <u>飯能市土地開発公社、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会及び社団法人飯能市シルバー人材センター</u> は、それぞれの保有する文書の公開に努めるものとする。

飯能市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(社会福祉法人等の責務)</p> <p>第24条 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会及び<u>公益社団法人飯能市シルバー人材センター</u>は、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(公社等の責務)</p> <p>第24条 <u>飯能市土地開発公社、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会及び社団法人飯能市シルバー人材センター</u>は、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p><u>(繰替運用等)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は飯能市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。</p>

飯能市公共施設整備基金条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p><u>(繰替運用等)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は飯能市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。</p>

飯能市廃棄物処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p><u>(繰替運用等)</u></p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は飯能市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。</p>